

BIC WIMAX SERVICE 契約約款の一部改正

改正後	改正前																																																																												
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、<u>合理的と認められる範囲で</u>この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p><u>2 当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。</u></p> <p>3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、<u>当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明</u>します。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>9～10 (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>11～13 (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>14～15 (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>16～18 (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>19 (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>20</u> UIMカード</td> <td>電話番号その他の情報を記憶して無線機器に装着して使用するICカードであって、BIC WIMAX SERVICEの提供のために当社がラネット契約者に貸与するもの</td> </tr> <tr> <td><u>21</u> 提供開始日</td> <td>料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～8 (略)	(略)	<u>9～10 (略)</u>	(略)											<u>11～13 (略)</u>	(略)			<u>14～15 (略)</u>	(略)			<u>16～18 (略)</u>	(略)			<u>19 (略)</u>	(略)			<u>20</u> UIMカード	電話番号その他の情報を記憶して無線機器に装着して使用するICカードであって、BIC WIMAX SERVICEの提供のために当社がラネット契約者に貸与するもの	<u>21</u> 提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、<u>個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示</u>します。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>9 WiMAX基地局設備</u></td> <td>無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備</td> </tr> <tr> <td><u>10～11 (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>12 Wi-Fi基地局設備</u></td> <td>無線設備規則第49条の20に定める条件に適合する無線基地局設備</td> </tr> <tr> <td><u>13 WiMAX機器</u></td> <td>WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器（WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。）</td> </tr> <tr> <td><u>14 WiMAX2+機器</u></td> <td>WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器</td> </tr> <tr> <td><u>15 Wi-Fi機器</u></td> <td>Wi-Fi基地局設備と通信する機能を有する無線機器</td> </tr> <tr> <td><u>16～18 (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>19 WiMAX回線</u></td> <td>無線設備規則第49条の28に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線</td> </tr> <tr> <td><u>20～21 (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>22 Wi-Fi回線</u></td> <td>Wi-Fi基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線</td> </tr> <tr> <td><u>23～25 (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>26 通常料金契約</u></td> <td>都度料金契約以外の料金契約</td> </tr> <tr> <td><u>27 都度料金契約</u></td> <td>24時間を単位としてWiMAX回線の提供を受けるための料金契約</td> </tr> <tr> <td><u>28 (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>29 MACアドレス</u></td> <td>WiMAX機器ごとに定められている固有の番号</td> </tr> <tr> <td><u>30 認証情報</u></td> <td>BIC WIMAX SERVICEの提供に際してラネット契約者を識別するための情報であって、WiMAX機器の認証に使用するもの</td> </tr> <tr> <td><u>31</u> UIMカード</td> <td>電話番号その他の情報を記憶してWiMAX2+機器に装着して使用するICカードであって、BIC WIMAX SERVICEの提供のために当社がラネット契約者に貸与するもの</td> </tr> <tr> <td><u>32</u> 提供開始日</td> <td>通常料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（BIC WIMAX SERVICE 網の設定を完了した日か</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～8 (略)	(略)	<u>9 WiMAX基地局設備</u>	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備	<u>10～11 (略)</u>	(略)	<u>12 Wi-Fi基地局設備</u>	無線設備規則第49条の20に定める条件に適合する無線基地局設備	<u>13 WiMAX機器</u>	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器（WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。）	<u>14 WiMAX2+機器</u>	WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器	<u>15 Wi-Fi機器</u>	Wi-Fi基地局設備と通信する機能を有する無線機器	<u>16～18 (略)</u>	(略)	<u>19 WiMAX回線</u>	無線設備規則第49条の28に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線	<u>20～21 (略)</u>	(略)	<u>22 Wi-Fi回線</u>	Wi-Fi基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線	<u>23～25 (略)</u>	(略)	<u>26 通常料金契約</u>	都度料金契約以外の料金契約	<u>27 都度料金契約</u>	24時間を単位としてWiMAX回線の提供を受けるための料金契約	<u>28 (略)</u>	(略)	<u>29 MACアドレス</u>	WiMAX機器ごとに定められている固有の番号	<u>30 認証情報</u>	BIC WIMAX SERVICEの提供に際してラネット契約者を識別するための情報であって、WiMAX機器の認証に使用するもの	<u>31</u> UIMカード	電話番号その他の情報を記憶してWiMAX2+機器に装着して使用するICカードであって、BIC WIMAX SERVICEの提供のために当社がラネット契約者に貸与するもの	<u>32</u> 提供開始日	通常料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（BIC WIMAX SERVICE 網の設定を完了した日か
用語	用語の意味																																																																												
1～8 (略)	(略)																																																																												
<u>9～10 (略)</u>	(略)																																																																												
<u>11～13 (略)</u>	(略)																																																																												
<u>14～15 (略)</u>	(略)																																																																												
<u>16～18 (略)</u>	(略)																																																																												
<u>19 (略)</u>	(略)																																																																												
<u>20</u> UIMカード	電話番号その他の情報を記憶して無線機器に装着して使用するICカードであって、BIC WIMAX SERVICEの提供のために当社がラネット契約者に貸与するもの																																																																												
<u>21</u> 提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始																																																																												
用語	用語の意味																																																																												
1～8 (略)	(略)																																																																												
<u>9 WiMAX基地局設備</u>	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備																																																																												
<u>10～11 (略)</u>	(略)																																																																												
<u>12 Wi-Fi基地局設備</u>	無線設備規則第49条の20に定める条件に適合する無線基地局設備																																																																												
<u>13 WiMAX機器</u>	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器（WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。）																																																																												
<u>14 WiMAX2+機器</u>	WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器																																																																												
<u>15 Wi-Fi機器</u>	Wi-Fi基地局設備と通信する機能を有する無線機器																																																																												
<u>16～18 (略)</u>	(略)																																																																												
<u>19 WiMAX回線</u>	無線設備規則第49条の28に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線																																																																												
<u>20～21 (略)</u>	(略)																																																																												
<u>22 Wi-Fi回線</u>	Wi-Fi基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線																																																																												
<u>23～25 (略)</u>	(略)																																																																												
<u>26 通常料金契約</u>	都度料金契約以外の料金契約																																																																												
<u>27 都度料金契約</u>	24時間を単位としてWiMAX回線の提供を受けるための料金契約																																																																												
<u>28 (略)</u>	(略)																																																																												
<u>29 MACアドレス</u>	WiMAX機器ごとに定められている固有の番号																																																																												
<u>30 認証情報</u>	BIC WIMAX SERVICEの提供に際してラネット契約者を識別するための情報であって、WiMAX機器の認証に使用するもの																																																																												
<u>31</u> UIMカード	電話番号その他の情報を記憶してWiMAX2+機器に装着して使用するICカードであって、BIC WIMAX SERVICEの提供のために当社がラネット契約者に貸与するもの																																																																												
<u>32</u> 提供開始日	通常料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（BIC WIMAX SERVICE 網の設定を完了した日か																																																																												

改正後		改正前											
	した日 (BIC WIMAX SERVICE 網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又はラネット契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。)		ら一定期間が経過した日又はラネット契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。)										
<u>22</u> ～ <u>26</u> (略)	(略)	<u>33</u> ～ <u>37</u> (略)	(略)										
		<u>38</u> <u>W i M A X 通</u> <u>信</u>	<u>W i M A X 回線により行われる通信</u>										
<u>27</u> ～ <u>28</u> (略)	(略)	<u>39</u> ～ <u>40</u> (略)	(略)										
		<u>41</u> <u>ノーリミット</u> <u>モード</u>	<u>利用可能な通信をW i M A X 通信のみに制限するW i M A X 2 + 機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの</u>										
<u>29</u> <u>ハイスピード</u> <u>モード</u>	<u>W i M A X 2 + 通信のみ利用可能とする無線機器の設定</u> であって、当社が指定する仕様に準拠したもの	<u>42</u> <u>ハイスピード</u> <u>モード</u>	<u>利用可能な通信をW i M A X 通信及びW i M A X 2 + 通信のみに制限するW i M A X 2 + 機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの</u>										
<u>30</u> <u>ハイスピード</u> <u>プラスエリアモ</u> <u>ード</u>	<u>W i M A X 2 + 通信及びL T E 通信のいずれも利用可能とする無線機器の設定</u> であって、当社が指定する仕様に準拠したもの	<u>43</u> <u>ハイスピード</u> <u>プラスエリアモ</u> <u>ード</u>	<u>利用可能な通信をW i M A X 2 + 通信及びL T E 通信のみに制限するW i M A X 2 + 機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの</u>										
<u>31</u> (略)	(略)	<u>44</u> (略)	(略)										
<p>第2章 会員契約</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(契約者回線の追加)</p> <p>第8条 ラネット契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p>第3章 料金契約</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(料金契約申込みの方法)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>第2章 BIC WIMAX SERVICE の種類</p> <p>(BIC WIMAX SERVICE の種類)</p> <p>第4条の2 BIC WIMAX SERVICE には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>W i M A X サービス</u></td> <td><u>当社が無線基地局設備とラネット契約者が指定するW i M A X 機器 (その無線局の免許人が当社であるものに限ります。)</u>との間に電気通信回線を設定して提供するBIC WIMAX SERVICE</td> </tr> <tr> <td><u>W i M A X 2 + サービス</u></td> <td><u>当社が無線基地局設備とラネット契約者が指定するW i M A X 2 + 機器 (その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限ります。)</u>との間に電気通信回線を設定して提供するBIC WIMAX SERVICE</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 会員契約</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(契約者回線の追加)</p> <p>第8条 ラネット契約者は、新たに契約者回線 (<u>W i - F i 回線を除きます。)</u>の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p>第4章 料金契約</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第14条の2 料金契約には、次の種別があります。</p> <p>(1) <u>通常料金契約</u></p> <p>(2) <u>都度料金契約</u></p> <p>第15条 (略)</p> <p>(料金契約申込みの方法)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、ラネット契約者は、令和元年12月6日以降、都度料金契約の申込みを行うことはできません。</u></p> <p>(利用可能なBIC WIMAX SERVICE の種類)</p> <p>第16条の2 当社は、料金契約の種別に応じて、それぞれ下表の右欄に定めるBIC WIMAX SERVICE を提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金契約の種別</th> <th>利用可能なBIC WIMAX SERVICE の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 類	内 容	<u>W i M A X サービス</u>	<u>当社が無線基地局設備とラネット契約者が指定するW i M A X 機器 (その無線局の免許人が当社であるものに限ります。)</u> との間に電気通信回線を設定して提供するBIC WIMAX SERVICE	<u>W i M A X 2 + サービス</u>	<u>当社が無線基地局設備とラネット契約者が指定するW i M A X 2 + 機器 (その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限ります。)</u> との間に電気通信回線を設定して提供するBIC WIMAX SERVICE	料金契約の種別	利用可能なBIC WIMAX SERVICE の種類		
種 類	内 容												
<u>W i M A X サービス</u>	<u>当社が無線基地局設備とラネット契約者が指定するW i M A X 機器 (その無線局の免許人が当社であるものに限ります。)</u> との間に電気通信回線を設定して提供するBIC WIMAX SERVICE												
<u>W i M A X 2 + サービス</u>	<u>当社が無線基地局設備とラネット契約者が指定するW i M A X 2 + 機器 (その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限ります。)</u> との間に電気通信回線を設定して提供するBIC WIMAX SERVICE												
料金契約の種別	利用可能なBIC WIMAX SERVICE の種類												

改正後	改正前						
<p>第17条 (略)</p> <p>第18条 <b>削除</b></p> <p>第19条～第22条 (略)</p> <p>(料金契約の終了) 第22条の2 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。</p> <p>(初期契約解除の取扱い) 第23条 ラネット契約者は、新たな料金契約（以下「新規契約」といいます。）又は既に締結されている料金契約の一部の変更を内容とする契約（以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。）を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面（事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がラネット契約者に交付する書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を受領した日又は契約者回線の提供を開始した日（変更契約にあっては、その効力を発した日とします。）のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面（はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限り、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、ラネット契約者に負担していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4章 オプション機能</p> <p>第23条の2～第23条の3 (略)</p>	<table border="1" data-bbox="1528 121 2418 220"> <tr> <td>通常料金契約</td> <td>WiMAXサービス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>WiMAX2+サービス</td> </tr> <tr> <td>都度料金契約</td> <td>WiMAXサービス</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、平成30年10月1日以降、通常料金契約に基づくWiMAXサービスの申込みを受け付けません。</p> <p>3 ラネット契約者は、WiMAXサービスからWiMAX2+サービスへ種類を変更しようとするときは、当社が別に定める方法によりサービス取扱所にその契約内容の変更の申込みを行っていただきます。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(通常料金契約に係るWiMAXサービスの最低利用期間) 第18条 通常料金契約に基づき提供を受けるWiMAXサービスには、その提供開始日から起算して30日間の最低利用期間があります。</p> <p>(都度料金契約に係るWiMAXサービスの利用可能期間) 第18条の2 ラネット契約者は、都度料金契約に基づきWiMAXサービスの提供を受けようとするときは、その都度、当社所定の申込み（以下「都度申込み」といいます。）を行っていただきます。</p> <p>2 前項の場合において、ラネット契約者は、当社が都度申込みの受付を完了した時刻から起算して24時間が経過した時刻までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、そのWiMAXサービスを利用できるものとします。この場合において、その期間の測定は、当社の機器により行います。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、ラネット契約者は、令和2年2月28日以降、都度申込みを行うことはできません。</p> <p>第19条～第22条 (略)</p> <p>(料金契約の終了) 第22条の2 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。</p> <p>2 前項の規定によるほか、都度料金契約は、最後に利用可能期間が満了した日（都度申込みを行ったことがない場合は、その都度料金契約が成立した日とします。）の翌日から起算して90日間の経過したときは、その経過した日をもって終了するものとします。</p> <p>(WiMAXサービスの廃止) 第22条の3 当社は、平成32年3月31日をもってWiMAXサービスを廃止するものとし、ラネット契約者は、これを異議なく承諾するものとします。この場合、その料金契約は、WiMAXサービスの廃止と同時に終了するものとします。</p> <p>2 当社は、WiMAXサービスの廃止に伴ってラネット契約者が被ったいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(初期契約解除の取扱い) 第23条 ラネット契約者は、新たな通常料金契約（以下「新規契約」といいます。）又は既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約（以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。）を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面（事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がラネット契約者に交付する書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を受領した日又は契約者回線の提供を開始した日（変更契約にあっては、その効力を発した日とします。）のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面（はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限り、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、ラネット契約者に負担していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5章 オプション機能</p> <p>第23条の2～第23条の3 (略)</p> <p>(都度料金契約に係るオプション機能の取扱い)</p>	通常料金契約	WiMAXサービス		WiMAX2+サービス	都度料金契約	WiMAXサービス
通常料金契約	WiMAXサービス						
	WiMAX2+サービス						
都度料金契約	WiMAXサービス						

改正後	改正前
<p>第23条の4 <b>削除</b></p> <p>第5章 無線機器の利用</p> <p>第1節 UIMカードの貸与等</p> <p>(UIMカードの貸与)</p> <p>第23条の5 当社は、<b>BIC WIMAX SERVICE</b>の提供に際して、ラネット契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の料金契約につき1とします。</p> <p>2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをラネット契約者に通知します。</p> <p>第23条の6～第23条の9 (略)</p> <p>第24条 <b>削除</b></p>	<p>第23条の4 <u>ラネット契約者は、都度料金契約に係るオプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。</u> <u>ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。</u></p> <p>第6章 無線機器の利用</p> <p>第1節 UIMカードの貸与等</p> <p>(UIMカードの貸与)</p> <p>第23条の5 当社は、<b>WiMAX2+</b>サービスの提供に際して、ラネット契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の料金契約につき1とします。</p> <p>2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをラネット契約者に通知します。</p> <p>第23条の6～第23条の9 (略)</p> <p><b>第2節 WiMAX機器の接続等</b></p> <p>(WiMAX機器の接続)</p> <p>第24条 <u>ラネット契約者は、WiMAXサービスに係る契約者回線にWiMAX機器(当社に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びWiMAXサービスに係る契約者回線に接続することができるもの)に限り、以下この条において同じとします。)を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</u></p> <p><u>(1) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件(以下「技術基準等」といいます。)に適合しないとき。</u></p> <p><u>(2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。</u></p> <p><u>3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。</u></p> <p><u>(1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。</u></p> <p><u>(2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。</u></p> <p><u>4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。</u></p> <p><u>5 ラネット契約者が、そのWiMAX機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p><u>6 ラネット契約者は、その契約者回線へのWiMAX機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。</u></p> <p><u>7 当社は、第2項の定めにより承諾したWiMAX機器について、その契約者回線への接続に必要な情報の登録(以下「WiMAX機器登録」といいます。)を行います。</u> <u>ただし、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を行うことができません。</u></p> <p><u>(1) 1の通常料金契約につきWiMAX機器登録の数が同時に4以上となるとき。</u></p> <p><u>(2) 1の都度料金契約につきWiMAX機器登録の数が同時に2以上となるとき。</u></p> <p><u>(3) そのWiMAX機器がいずれかのWiMAXサービス(当社のWiMAX基地局設備を使用して他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスを含みます。)に係る契約に基づき現に登録されているものであるとき(その登録を第三者が行っているときを含みます。)</u></p> <p>(WiMAX機器登録の廃止)</p> <p>第24条の2 <u>当社は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。</u></p> <p><u>(1) 会員契約の解除があったとき。</u></p> <p><u>(2) 料金契約の解除があったとき。</u></p> <p><u>(3) ラネット契約者から廃止の請求があったとき(1の料金契約における全てのWiMAX機器登録を廃止することとなる場合を除きます。)</u></p> <p><u>(4) その他当社が必要と判断したとき。</u></p> <p>(WiMAX機器への認証情報の書込み)</p> <p>第24条の3 <u>当社は、WiMAX機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であつて、そのWiMAX機器にWiMAX基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのWiMAX機器への認証情報の書込みを行うものとします。</u></p>

改正後	改正前
<p>第2節 無線機器の接続等</p> <p>(無線機器の接続)</p> <p>第25条 ラネット契約者は、契約者回線に無線機器(当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。)を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 ラネット契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>6 ラネット契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 通信</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(通信の条件)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第38条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。</p> <p>(1) <del>削除</del></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第38条の3 当社は、前2条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断した無線機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。</p> <p>第38条の4 (略)</p> <p>第8章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事に関する費用</p>	<p><u>ただし、そのWiMAX機器がWiMAX基地局設備からの電波を受けない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。</u></p> <p>第3節 WiMAX2+機器の接続等</p> <p>(WiMAX2+機器の接続)</p> <p>第25条 ラネット契約者は、<u>WiMAX2+サービスに係る契約者回線にWiMAX2+機器(当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにWiMAX2+サービスに係る契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。)</u>を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 ラネット契約者が、そのWiMAX2+機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>6 ラネット契約者は、その契約者回線へのWiMAX2+機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(通信の条件)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 ラネット契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWi-Fi機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。</u></p> <p><u>ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。</u></p> <p>7～8 (略)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第38条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。</p> <p>(1) <u>WiMAX通信について、1の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符合が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第38条の3 当社は、前2条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断したWiMAX2+機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。</p> <p>第38条の4 (略)</p> <p>(WiMAX通信の提供終了)</p> <p><u>第38条の5 当社は、平成32年3月31日をもってWiMAX通信の提供を終了するものとし、ラネット契約者は、これを異議なく承諾するものとします。</u></p> <p><u>2 当社は、WiMAX通信の提供終了に伴ってラネット契約者が被ったいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事に関する費用</p> <p>(料金及び工事に関する費用)</p>

改正後	改正前								
<p>(料金及び工事に関する費用)</p> <p>第39条 BIC WIMAX SERVICEの料金は、料金表第1表(BIC WIMAX SERVICEに関する料金)に規定する基本使用料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料の支払義務)</p> <p>第40条 ラネット契約者は、その料金契約に係る提供開始日から料金契約の解除があった日(以下「提供終了日」といいます。)の前日までの期間(提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する基本使用料の支払いを要します。</p> <p>ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりBIC WIMAX SERVICEを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定によるほか、ラネット契約者は、次の場合を除き、BIC WIMAX SERVICEを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="409 779 1288 1094"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラネット契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</td> <td>そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>第42条 <b>削除</b></p> <p>第42条の2 (略)</p> <p>(LTEオプション料の支払義務)</p> <p>第42条の3 ラネット契約者は、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第6(LTEオプション料)に規定するLTEオプション料の支払いを要します。</p> <p>(ユニバーサルサービス料の支払義務)</p>	区 別	支払いを要しない料金	ラネット契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料	<p>第39条 BIC WIMAX SERVICEの料金は、料金表第1表(BIC WIMAX SERVICEに関する料金)に規定する基本使用料、<b>パケット通信料、都度利用料、契約解除料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、WiMAX機器追加料、WiMAXファミ得パック利用料、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。</b></p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料の支払義務)</p> <p>第40条 ラネット契約者は、その<b>通常</b>料金契約に係る提供開始日から<b>通常</b>料金契約の解除があった日(以下「提供終了日」といいます。)の前日までの期間(提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する基本使用料の支払いを要します。</p> <p>ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりBIC WIMAX SERVICEを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定によるほか、ラネット契約者は、次の場合を除き、BIC WIMAX SERVICEを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="1531 688 2558 974"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラネット契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線<b>(通常料金契約に係るものに限り、)</b>を全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</td> <td>そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第41条 (略)</p> <p><b>(パケット通信料の支払義務)</b></p> <p><b>第41条の2 ラネット契約者は、その通常料金契約(料金表第1表第1(基本使用料)に規定するBIC定額Wダブルの適用を受けているものに限ります。)に係るパケット通信(そのラネット契約者以外の者が行ったものを含みます。以下同じとします。)について、料金表第1表第2(パケット通信料)に規定するパケット通信料の支払いを要します。</b></p> <p><b>(都度利用料の支払義務)</b></p> <p><b>第41条の3 ラネット契約者は、都度申込みの受付が完了したときは、料金表第1表第3(都度利用料)に規定する都度利用料の支払いを要します。</b></p> <p><b>2 ラネット契約者は、利用可能期間において、BIC WIMAX SERVICEを利用することができない状態が生じた場合であっても、その利用できなかった期間中の都度利用料の支払いを要します。</b></p> <p><b>(契約解除料の支払義務)</b></p> <p><b>第42条 ラネット契約者は、WiMAXサービスにおいて、最低利用期間中に通常料金契約の解除があったときは、料金表第1表第4(契約解除料)に規定する契約解除料の支払いを要します。</b></p> <p>第42条の2 (略)</p> <p>(LTEオプション料の支払義務)</p> <p>第42条の3 ラネット契約者は、<b>WiMAX 2+サービスにおいて、</b>ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第6(LTEオプション料)に規定するLTEオプション料の支払いを要します。</p> <p>(ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第42条の4 ラネット契約者は、料金月の末日が経過した時点で<b>WiMAX 2+</b>サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第7(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。</p> <p>2 ラネット契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。</p>	区 別	支払いを要しない料金	ラネット契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線 <b>(通常料金契約に係るものに限り、)</b> を全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料
区 別	支払いを要しない料金								
ラネット契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料								
区 別	支払いを要しない料金								
ラネット契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線 <b>(通常料金契約に係るものに限り、)</b> を全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料								

改正後	改正前
<p>第42条の4 ラネット契約者は、料金月の末日が経過した時点で <u>BIG WIMAX SERVICE</u> の提供を受けていたときは、料金表第1表第7（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。</p> <p>2 ラネット契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。</p>	<p>第43条（略）</p> <p><u>(WiMAX機器追加料の支払義務)</u></p> <p>第43条の2 ラネット契約者は、WiMAXサービスにおいて、1の通常料金契約に基づく追加機器（1料金月内のいずれかの時点でWiMAX機器登録がなされていたWiMAX機器のうち、最初に登録されたWiMAX機器以外のものをいいます。以下同じとします。）の数が1以上であったときは、料金表第1表第9（WiMAX機器追加料）に規定するWiMAX機器追加料の支払いを要します。</p>
<p>第43条（略）</p>	<p>ただし、ラネット契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態（その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p><u>2 WiMAX機器追加料については、日割りは行いません。</u></p>
<p>第43条の2 <u>削除</u></p>	<p><u>(WiMAXファミ得パック利用料の支払義務)</u></p> <p>第43条の3 ラネット契約者は、別表に定めるWiMAXファミ得パックが適用された料金月について、料金表第1表第10（WiMAXファミ得パック利用料）に規定するWiMAXファミ得パック利用料の支払いを要します。</p>
<p>第43条の3 <u>削除</u></p>	<p>ただし、ラネット契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態（その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p><u>2 WiMAXファミ得パック利用料については、日割りは行いません。</u></p>
<p>(グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務)</p> <p>第43条の4 ラネット契約者は、別表に定めるグローバルIPアドレスオプションに係る特定APNを介して通信を行った料金月について、料金表第1表第11（グローバルIPアドレスオプション利用料）に規定するグローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要します。</p> <p>ただし、ラネット契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその料金契約に係る契約者回線を全く利用できない状態（その料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p>	<p>(グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務)</p> <p>第43条の4 ラネット契約者は、別表に定めるグローバルIPアドレスオプションが適用された料金月（WiMAX2+サービスにあっては、別表に定める特定APNを介して通信を行った料金月とします。）について、料金表第1表第11（グローバルIPアドレスオプション利用料）に規定するグローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要します。</p> <p>ただし、ラネット契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係る契約者回線を全く利用できない状態（その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>2（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>第44条～第46条（略）</p>
<p>第44条～第46条（略）</p>	<p>第3節 料金等の計算及び支払い</p>
<p>第3節 料金等の計算及び支払い</p>	<p>(料金の計算方法等)</p> <p>第47条 当社は、ラネット契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、<u>パケット通信料</u>、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、<u>WiMAX機器追加料</u>、<u>WiMAXファミ得パック利用料</u>及びグローバルIPアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。</p>
<p>(料金の計算方法等)</p> <p>第47条 当社は、ラネット契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料及びグローバルIPアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。</p> <p>ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。</p>	<p>ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。</p> <p>2～3（略）</p>
<p>2～3（略）</p>	<p>(債権の譲渡)</p> <p>第48条 ラネット契約者（通常料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定している者を除きます。）は、その通常料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社に譲渡することを承諾していただきます。</p>
<p>(債権の譲渡)</p> <p>第48条 ラネット契約者（料金等の支払方法として銀行振込を指定している者を除きます。）は、その料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社に譲渡することを承諾していただきます。</p> <p>2 前項の譲渡に関して、ラネット契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。</p>	<p>2 前項の譲渡に関して、ラネット契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。</p> <p>(1) ラネット契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。</p> <p>(2) 料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。</p>
<p>2 前項の譲渡に関して、ラネット契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。</p>	<p>3 第1項の場合において、当社及び料金回収会社は、ラネット契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。</p>

改正後	改正前
<p>(1) ラネット契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。</p> <p>(2) 料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。</p> <p>3 第1項の場合において、当社及び料金回収会社は、ラネット契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。</p> <p>第49条～第49条の2 (略)</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第50条 ラネット契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記6に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。</p> <p>2 ラネット契約者は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、ラネット契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第51条～第53条 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第9章 (略)</p> <p>第10章 損害賠償</p> <p>(責任の制限)</p> <p>第63条 当社は、料金契約に基づきBIC WIMAX SERVICEを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのラネット契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのBIC WIMAX SERVICEに係る<u>基本使用料</u>の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第41条(基本使用料の日割り)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>4 当社は、BIC WIMAX SERVICEを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。</p> <p>(免責)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11章 付随サービス</p>	<p>第49条～第49条の2 (略)</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第50条 ラネット契約者は、<u>通常</u>料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記6に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。</p> <p>2 ラネット契約者は、<u>通常</u>料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 当社は、<u>通常</u>料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、ラネット契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p><u>7 ラネット契約者は、都度利用料については、都度申込みを行うごとに、当社が指定するクレジットカードにより支払っていただきます。</u></p> <p>第51条～第53条 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第11章 損害賠償</p> <p>(責任の制限)</p> <p>第63条 当社は、<u>通常</u>料金契約に基づきBIC WIMAX SERVICEを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線<u>(通常料金契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。)</u>が全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのラネット契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのBIC WIMAX SERVICEに係る<u>次の料金</u>の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p><u>(1) 料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金</u></p> <p><u>(2) 料金表第1表第2(パケット通信料)に規定する料金(その会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月における1通常料金契約当たりの1日平均のパケット通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)</u></p> <p>3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第41条(基本使用料の日割り)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>4 当社は、BIC WIMAX SERVICEを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。</p> <p>(免責)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 当社は、都度料金契約に基づきBIC WIMAX SERVICEを提供すべき場合において、その提供をしなかったときは、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。</u></p> <p>第12章 付随サービス</p> <p>(請求書の発行)</p> <p>第65条 当社は、ラネット契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書<u>(ラネット契約者が通常料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限り、)</u>を発行します。</p> <p>ただし、そのラネット契約者が<u>通常料金契約を締結していない場合又は通常料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。</u></p>



改正後	改正前																														
<p>(請求書の発行)</p> <p>第65条 当社は、ラネット契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書を発行します。 ただし、そのラネット契約者が料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。</p> <p>2 ラネット契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。</p> <p>3 ラネット契約者は、第50条（料金等の支払い）の規定により料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第1項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。</p> <p>第66条（略）</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第67条～第67条の2（略）</p> <p>(利用に係るラネット契約者の義務)</p> <p>第68条 ラネット契約者は、次のことを守っていただきます。 (1)～(2)（略） (3) <b>削除</b> (4)～(5)（略） 2（略）</p> <p>第69条～第70条（略）</p> <p>(公衆無線LANサービスの認証)</p> <p>第70条の2 ラネット契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi-Fi提携事業者」といいます。）が公衆無線LANサービス契約約款に基づきラネット契約者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi提携事業者から当社へそのラネット契約者が使用しているUIMカードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。 2（略）</p> <p>第70条の3（略）</p> <p>第71条 <b>削除</b></p> <p>第72条～第73条（略）</p> <p>料金表</p> <p>第1表 BIC WIMAX SERVICE に関する料金</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用 基本使用料の適用については、第40条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)基本使用料の料金種別の選択</td> <td>ア 基本使用料には、次の料金種別があります。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>BIC ギガ放題（2年自動更新あり）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>BIC ギガ放題（2年自動更新なし）</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		(1)基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、次の料金種別があります。		基本使用料の料金種別		BIC ギガ放題（2年自動更新あり）		BIC ギガ放題（2年自動更新なし）	<p>2 ラネット契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。</p> <p>3 ラネット契約者は、第50条（料金等の支払い）の規定により通常料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第1項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。</p> <p>第66条（略）</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第67条～第67条の2（略）</p> <p>(利用に係るラネット契約者の義務)</p> <p>第68条 ラネット契約者は、次のことを守っていただきます。 (1)～(2)（略） (3) <b>当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。</b> (4)～(5)（略） 2（略）</p> <p>第69条～第70条（略）</p> <p>(公衆無線LANサービスの認証)</p> <p>第70条の2 <b>WiMAX2+サービスを利用している</b>ラネット契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi-Fi提携事業者」といいます。）が公衆無線LANサービス契約約款に基づきラネット契約者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi提携事業者から当社へそのラネット契約者が使用しているUIMカードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。 2（略）</p> <p>第70条の3（略）</p> <p><b>(検査等のためのWiMAX機器の持込み)</b></p> <p>第71条 <b>ラネット契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。</b> <b>(1) 第24条（WiMAX機器の接続）から第28条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。</b> <b>(2) その他当社が必要と認めるとき。</b></p> <p>第72条～第73条（略）</p> <p>料金表</p> <p>第1表 BIC WIMAX SERVICE に関する料金</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用 基本使用料の適用については、第40条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)基本使用料の料金種別の選択</td> <td>ア 基本使用料には、<b>BIC WIMAX SERVICE の種類に応じて、次の料金種別があります。</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><b>(ア) WiMAXサービスに係るもの</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><b>基本使用料の料金種別</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>BIC 定額</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>BIC 定額年間パスポート</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>BIC 定額Wダブル</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><b>(イ) WiMAX2+サービスに係るもの</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><b>基本使用料の料金種別</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>BIC ギガ放題（2年自動更新あり）</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		(1)基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、 <b>BIC WIMAX SERVICE の種類に応じて、次の料金種別があります。</b>		<b>(ア) WiMAXサービスに係るもの</b>		<b>基本使用料の料金種別</b>		<b>BIC 定額</b>		<b>BIC 定額年間パスポート</b>		<b>BIC 定額Wダブル</b>		<b>(イ) WiMAX2+サービスに係るもの</b>		<b>基本使用料の料金種別</b>		BIC ギガ放題（2年自動更新あり）
基本使用料の適用																															
(1)基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、次の料金種別があります。																														
	基本使用料の料金種別																														
	BIC ギガ放題（2年自動更新あり）																														
	BIC ギガ放題（2年自動更新なし）																														
基本使用料の適用																															
(1)基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、 <b>BIC WIMAX SERVICE の種類に応じて、次の料金種別があります。</b>																														
	<b>(ア) WiMAXサービスに係るもの</b>																														
	<b>基本使用料の料金種別</b>																														
	<b>BIC 定額</b>																														
	<b>BIC 定額年間パスポート</b>																														
	<b>BIC 定額Wダブル</b>																														
	<b>(イ) WiMAX2+サービスに係るもの</b>																														
	<b>基本使用料の料金種別</b>																														
	BIC ギガ放題（2年自動更新あり）																														

改正後		改正前							
	<p>BIC ギガ放題（期間条件なし）</p> <p>BIC 定額 ツープラス</p> <p>BIC 定額 ツープラス(2年)</p> <p>BIC 定額 ツープラス(3年)</p> <p>BIC 定額 ツープラス(4年)</p> <p>BIC 定額 ツープラス（期間条件なし）</p> <p>BIC 定額 ツープラス ギガ放題(2年)</p> <p>BIC 定額 ツープラス ギガ放題(3年)</p> <p>BIC 定額 ツープラス ギガ放題（期間条件なし）</p>		<p>BIC ギガ放題（2年自動更新なし）</p> <p>BIC ギガ放題（期間条件なし）</p> <p>BIC 定額 ツープラス</p> <p>BIC 定額 ツープラス(2年)</p> <p>BIC 定額 ツープラス(3年)</p> <p>BIC 定額 ツープラス(4年)</p> <p>BIC 定額 ツープラス（期間条件なし）</p> <p>BIC 定額 ツープラス ギガ放題(2年)</p> <p>BIC 定額 ツープラス ギガ放題(3年)</p> <p>BIC 定額 ツープラス ギガ放題（期間条件なし）</p>						
	<p>イ ラネット契約者は、料金契約の申込みの際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ただし、BIC 定額 ツープラス、BIC 定額 ツープラス(2年)、BIC 定額 ツープラス(3年)、BIC 定額 ツープラス(期間条件なし)、BIC 定額 ツープラス ギガ放題(2年)、BIC 定額 ツープラス ギガ放題(3年)及びBIC 定額 ツープラス ギガ放題（期間条件なし）を選択することはできません。</p> <p>ウ～オ（略）</p>		<p>イ ラネット契約者は、<u>通常料金契約の申込み又はBIC WIMAX SERVICE の種類の変更</u>に際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ただし、BIC 定額 ツープラス、BIC 定額 ツープラス(2年)、BIC 定額 ツープラス(3年)、BIC 定額 ツープラス(4年)、BIC 定額 ツープラス（期間条件なし）、BIC 定額 ツープラス ギガ放題(2年)、BIC 定額 ツープラス ギガ放題(3年)、及びBIC 定額 ツープラス ギガ放題（期間条件なし）を選択することはできません。</p> <p>ウ～オ（略）</p>						
(2) <u>削除</u>	<u>削除</u>	(2) <u>BIC 定額 年間パスポートの取扱い</u>	<p>ア BIC 定額 年間パスポートは、その適用を開始した日（イの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月から起算して12料金月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。</p> <p>イ 当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日にBIC 定額 年間パスポートを更新して適用します。</p> <p>ウ ラネット契約者は、BIC 定額 年間パスポートの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定める年間パスポート解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>（ア）年間パスポート解除料</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">1 通常料金契約ごとに</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額（税抜）</th> </tr> <tr> <td>年間パスポート解除料</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>（イ）適用除外要件</p> <p>①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。</p> <p>②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。</p> <p>③BIC 定額年間パスポートへの料金種別の変更があったとき（（9）に定める定期プラン特約の適用を廃止した場合を除きます。）</p> <p>④第22条の3（WiMAXサービスの廃止）の規定によりWiMAXサービスが廃止されたとき。</p> <p>エ ラネット契約者は、通常料金契約の解除に伴って年間パスポート解除料が発生した場合は、第42条（契約解除料の支払義務）の規定にかかわらず、その契約解除料の支払いを要しません。</p>	1 通常料金契約ごとに		区 分	料金額（税抜）	年間パスポート解除料	5,000円
1 通常料金契約ごとに									
区 分	料金額（税抜）								
年間パスポート解除料	5,000円								
		(3) BIC ギガ放題(2年自動更新あり)の取扱い	<p>ア～イ（略）</p> <p>ウ ラネット契約者は、本プランの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>（ア）プラン解除料</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">1 通常料金契約ごとに</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額（税抜）</th> </tr> </table>	1 通常料金契約ごとに		区 分	料金額（税抜）		
1 通常料金契約ごとに									
区 分	料金額（税抜）								

改正後		改正前																														
(3)BIC ギガ放題(2年自動更新あり)の取扱い	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ラネット契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>エ (略)</p>	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン解除料</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>エ (略)</p>	プラン解除料	料金額 (税抜)		1,000円																						
区 分	料金額 (税抜)																															
プラン解除料	1,000円																															
プラン解除料	料金額 (税抜)																															
	1,000円																															
(4)BIC ギガ放題(2年自動更新なし)の取扱い	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ラネット契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、最低利用期間内に契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>エ (略)</p>	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	1,000円	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ラネット契約者は、本プランの適用を受けている<b>通常</b>料金契約について、最低利用期間内に契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 <b>通常</b>料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>エ (略)</p>	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	1,000円																						
区 分	料金額 (税抜)																															
プラン解除料	1,000円																															
区 分	料金額 (税抜)																															
プラン解除料	1,000円																															
(6) BIC 定額ツープラス、BIC 定額ギガ放題等の取扱い	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ラネット契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>エ (略)</p>	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	1,000円	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ラネット契約者は、本プランの適用を受けている<b>通常</b>料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 <b>通常</b>料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>エ (略)</p>	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	9,500円																						
区 分	料金額 (税抜)																															
プラン解除料	1,000円																															
区 分	料金額 (税抜)																															
プラン解除料	9,500円																															
(7) 定期プラン解除料に関する特約の適用	<p>ア 定期プラン解除料に関する特約 (以下「定期プラン特約」といいます。)とは、BIC 定額 ツープラス、BIC 定額 ツープラス(2年)、BIC 定額 ツープラス(3年)、BIC 定額 ツープラス(4年)、BIC 定額 ツープラス ギガ放題(2年)、BIC 定額 ツープラス ギガ放題(3年)の適用を受けている契約者回線について、ラネット契約者の選択により、(2)、(3)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、次に定めるプラン解除料を適用することをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) BIC 定額 ツープラス、BIC 定額 ツープラス(2年)又はBIC 定額 ツープラス ギガ放題(2年)に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 <b>通常</b>料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月 (基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。)から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>(ウ) BIC 定額 ツープラス(3年)又はBIC 定額 ツープラス ギガ放題(3年)に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 <b>通常</b>料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>19,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	9,500円	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	19,000円	<p>ア 定期プラン解除料に関する特約 (以下「定期プラン特約」といいます。)とは、BIC 定額 ツープラス、BIC 定額 ツープラス(2年)、BIC 定額 ツープラス(3年)、BIC 定額 ツープラス(4年)、BIC 定額 ツープラス ギガ放題(2年)、BIC 定額 ツープラス ギガ放題(3年)の適用を受けている契約者回線について、ラネット契約者の選択により、(2)、(3)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、次に定める<b>年間パスポート解除料又は</b>プラン解除料を適用することをいいます。</p> <p>(ア) <b>BIC 定額 年間パスポートに係るもの</b></p> <p style="text-align: right;">1 <b>通常</b>料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間パスポート解除料</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) BIC 定額 ツープラス、BIC 定額 ツープラス(2年)又はBIC 定額 ツープラス ギガ放題(2年)に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 <b>通常</b>料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月 (基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。)から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>(ウ) BIC 定額 ツープラス(3年)又はBIC 定額 ツープラス ギガ放題(3年)に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 <b>通常</b>料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>19,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	年間パスポート解除料	9,500円	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	19,000円
区 分	料金額 (税抜)																															
プラン解除料	9,500円																															
区 分	料金額 (税抜)																															
プラン解除料	1年目	19,000円																														
	2年目	14,000円																														
区 分	料金額 (税抜)																															
プラン解除料	19,000円																															
区 分	料金額 (税抜)																															
年間パスポート解除料	9,500円																															
区 分	料金額 (税抜)																															
プラン解除料	1年目	19,000円																														
	2年目	14,000円																														
区 分	料金額 (税抜)																															
プラン解除料	19,000円																															

改正後		改正前																																				
	<p>開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。)から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>(イ) BIC 定額 ツープラス(3年)又はBIC 定額 ツープラス ギガ放題(3年)に係るもの</p> <p>1 料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月(基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。)から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>(ウ) BIC 定額 ツープラス(4年)に係るもの</p> <p>1 料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月(基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。)から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>イ～ウ(略)</p>	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	3年目	9,500円	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	3年目	9,500円	4年目	9,500円		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月(基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。)から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>(エ) BIC 定額 ツープラス(4年)に係るもの</p> <p>1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月(基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。)から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>イ～ウ(略)</p>	2年目	14,000円	3年目	9,500円	区 分	料金額 (税抜)	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	3年目	9,500円	4年目	9,500円
区 分	料金額 (税抜)																																					
プラン解除料	1年目	19,000円																																				
	2年目	14,000円																																				
	3年目	9,500円																																				
区 分	料金額 (税抜)																																					
プラン解除料	1年目	19,000円																																				
	2年目	14,000円																																				
	3年目	9,500円																																				
	4年目	9,500円																																				
2年目	14,000円																																					
3年目	9,500円																																					
区 分	料金額 (税抜)																																					
プラン解除料	1年目	19,000円																																				
	2年目	14,000円																																				
	3年目	9,500円																																				
	4年目	9,500円																																				
(8) WiMAXまとめてプランの適用	<p>ア(略)</p> <p>イ WiMAXまとめてプランは、料金契約に限り選択することができます。</p> <p>ウ WiMAXまとめてプランを選択するラネット契約者は、アの種別及びその加算対象となる料金契約を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当するときに除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア)～(イ)(略)</p> <p>(ウ) その料金契約において同時に適用されるWiMAXまとめてプランの数(その申込日を含む料金月に廃止された数を含みます。)が2件を超えることとなるとき。</p> <p>(エ)(略)</p> <p>オ ラネット契約者は、エの承諾を受けた場合は、その承諾日(加算対象となる料金契約の締結と同時にWiMAXまとめてプランを申し込んだ場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月(以下この欄において「加算開始月」といいます。)からその廃止日の前日(加算開始月の初日にWiMAXまとめてプランの適用を廃止した場合は、その廃止日)を含む料金月までの期間について、アの加算料を支払っていただきます。</p> <p>カ～ク(略)</p> <p>ケ ラネット契約者は、加算開始月以降において、(ア)の発生事由のいずれかに該当した場合は、(イ)のWiMAXまとめてプラン解除料の支払いを要します。</p> <p>(ア)発生事由</p> <p>① WiMAXまとめてプランの適用を受けている料金契約の解除があったとき。</p> <p>②(略)</p> <p>(イ)(略)</p>	(8) WiMAXまとめてプランの適用	<p>ア(略)</p> <p>イ WiMAXまとめてプランは、通常料金契約に限り選択することができます。</p> <p>ウ WiMAXまとめてプランを選択するラネット契約者は、アの種別及びその加算対象となる通常料金契約を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当するときに除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア)～(イ)(略)</p> <p>(ウ) その通常料金契約において同時に適用されるWiMAXまとめてプランの数(その申込日を含む料金月に廃止された数を含みます。)が2件を超えることとなるとき。</p> <p>(エ)(略)</p> <p>オ ラネット契約者は、エの承諾を受けた場合は、その承諾日(加算対象となる通常料金契約の締結と同時にWiMAXまとめてプランを申し込んだ場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月(以下この欄において「加算開始月」といいます。)からその廃止日の前日(加算開始月の初日にWiMAXまとめてプランの適用を廃止した場合は、その廃止日)を含む料金月までの期間について、アの加算料を支払っていただきます。</p> <p>カ～ク(略)</p> <p>ケ ラネット契約者は、加算開始月以降において、(ア)の発生事由のいずれかに該当した場合は、(イ)のWiMAXまとめてプラン解除料の支払いを要します。</p> <p>(ア)発生事由</p> <p>① WiMAXまとめてプランの適用を受けている通常料金契約の解除があったとき。</p> <p>②(略)</p> <p>(イ)(略)</p> <p>コ 当社は、当社が別に定める方法によりWiMAXサービスからWiMAX2+サービスへ種類を変更した場合であって、WiMAXサービスにおいてWiMAXまとめてプランを適用していたときは、WiMAX2+サービスについてWiMAXサービスと同一種別のWiMAXまとめてプランを適用するものとし、WiMAXサービスにおいて設定されていた加算開始月をWiMAX2+サービスの加算開始月とみなして取り扱います。この場合、ラネット契約者は、ケの規定にかかわらず、WiMAXサービスに係るWiMAXまとめてプラン解除料の支払いを要しません。</p>																																			

改正後		改正前																			
		(9) auスマートバリューmineの取扱い	<p>ア 当社は、ラネット契約者がBIC定額ツープラス(2年)、BIC定額ツープラス(4年) (以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)の適用を受ける契約者回線を指定して提携事業者へauスマートバリューmineの適用の申込みをし、その承諾を受けた場合は、その承諾日の翌日(その日においてその契約者回線が本プランの適用を受けていないときは、その適用が開始された日とします。)以降、その契約者回線について、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第38条の2(通信利用の制限)第1項第5号に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p>ただし、BIC定額ツープラス(2年)の適用を受けている契約者回線については、平成27年2月19日以前の申込みによりその料金種別の適用が開始されたものであって、その契約者回線に係るauスマートバリューmineの適用を受けている提携事業者の電気通信サービスにおいて、次のいずれかの料金が適用されているものに限り、(ア)提携事業者のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定パケット通信定額制、プランF(IS)又はプランF(IS)シンプル、(イ)提携事業者のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制(V)イ(略)</p>																		
(9) auスマートバリューmineの取扱い	<p>ア 当社は、ラネット契約者がBIC定額ツープラス(2年)、BIC定額ツープラス(4年) (以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)の適用を受ける契約者回線を指定して提携事業者へauスマートバリューmineの適用の申込みをし、その承諾を受けた場合は、その承諾日の翌日(その日においてその契約者回線が本プランの適用を受けていないときは、その適用が開始された日とします。)以降、その契約者回線について、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第38条の2(通信利用の制限)第1項第5号に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p>ただし、BIC定額ツープラス(2年)の適用を受けている契約者回線については、平成27年2月19日以前の申込みによりその料金種別の適用が開始されたものであって、その契約者回線に係るauスマートバリューmineの適用を受けている提携事業者の電気通信サービスにおいて、次のいずれかの料金が適用されているものに限り、(ア)提携事業者のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定パケット通信定額制、プランF(IS)又はプランF(IS)シンプル、(イ)提携事業者のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制(V)イ(略)</p>	(10) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等	<p>ア BICギガ放題(2年自動更新あり)、BICギガ放題(2年自動更新なし)、BICギガ放題(期間条件なし)、BIC定額ツープラスギガ放題(2年)、BIC定額ツープラスギガ放題(3年)又はBIC定額ツープラスギガ放題(期間条件なし) (以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)の適用を受けている契約者回線については、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第38条の2(通信利用の制限)第1項第5号に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p>イ(略)</p>																		
(10) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等	<p>ア BICギガ放題(2年自動更新あり)、BICギガ放題(2年自動更新なし)、BICギガ放題(期間条件なし)、BIC定額ツープラスギガ放題(2年)、BIC定額ツープラスギガ放題(3年)又はBIC定額ツープラスギガ放題(期間条件なし) (以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)の適用を受けている契約者回線については、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第38条の2(通信利用の制限)第5号に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p>イ(略)</p>	(11) BICギガ放題お試し割引の適用	<p>ア BICギガ放題お試し割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、その提供開始日に(ア)に定める対象種別が適用されている通常料金契約について、その提供開始日を含む料金月から起算して3料金月間、その基本使用料から(イ)に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 対象種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">BIC定額ツープラスギガ放題(2年)又はBIC定額ツープラスギガ放題(3年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 割引額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 通常料金契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>料金額(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td> <td>684円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、各料金月において、基本使用料の支払いを要する日数がその料金月に含まれる日数に満たない場合は、その支払いを要する日数に応じて、アの割引額を日割りします。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている通常料金契約について、下表の左欄に該当する事由が発生した場合は、それぞれ同表の右欄に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引終了月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常料金契約の解除があった場合</td> <td>その解除があった日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>対象種別以外の料金種別への変更があった場合</td> <td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td> </tr> <tr> <td>対象種別間で料金種別の変更があった場合(別紙の定めにより適用期間が引き継がれる場合を除きます。)</td> <td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td> </tr> </tbody> </table>	対象種別		BIC定額ツープラスギガ放題(2年)又はBIC定額ツープラスギガ放題(3年)		1 通常料金契約ごとに月額		区分	料金額(税抜)	割引額	684円	区分	割引終了月	通常料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月	対象種別間で料金種別の変更があった場合(別紙の定めにより適用期間が引き継がれる場合を除きます。)	その変更があった日を含む料金月の前料金月
対象種別																					
BIC定額ツープラスギガ放題(2年)又はBIC定額ツープラスギガ放題(3年)																					
1 通常料金契約ごとに月額																					
区分	料金額(税抜)																				
割引額	684円																				
区分	割引終了月																				
通常料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月																				
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月																				
対象種別間で料金種別の変更があった場合(別紙の定めにより適用期間が引き継がれる場合を除きます。)	その変更があった日を含む料金月の前料金月																				
(11) 削除	削除																				

改正後		改正前																													
		(12) おトク割の適用	<p>ア おトク割 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、当社が指定する <b>WiMAX 2+</b> 機器 (以下この欄において「対象機器」といいます。) の購入と同時に (ア) に定める基本使用料の料金種別 (以下この欄及び (12) において「対象種別」といいます。) を選択して締結された <b>通常</b> 料金契約について、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から (イ) に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (略) (イ) 割引額</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている <b>通常</b> 料金契約について、対象種別 A、対象種別 B 又は対象種別 C の間の料金種別の変更があった場合は、アの規定にかかわらず、下表に定める割引期間において本割引を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象種別 A へ変更した場合</td> <td>対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間</td> </tr> <tr> <td>対象種別 B へ変更した場合</td> <td>対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間</td> </tr> <tr> <td>対象種別 C へ変更した場合</td> <td>対象種別 C の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 本割引の適用を受けている <b>通常</b> 料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引終了月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>通常</b> 料金契約の解除があった場合</td> <td>その解除があった日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>対象種別以外の料金種別への変更があった場合</td> <td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	割引額	500円	区 分	割引期間	対象種別 A へ変更した場合	対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間	対象種別 B へ変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間	対象種別 C へ変更した場合	対象種別 C の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間	区 分	割引終了月	<b>通常</b> 料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月										
区 分	料金額 (税抜)																														
割引額	500円																														
区 分	割引期間																														
対象種別 A へ変更した場合	対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間																														
対象種別 B へ変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間																														
対象種別 C へ変更した場合	対象種別 C の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間																														
区 分	割引終了月																														
<b>通常</b> 料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月																														
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月																														
(12) おトク割の適用	<p>ア おトク割 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、当社が指定する <b>無線</b> 機器 (以下この欄において「対象機器」といいます。) の購入と同時に (ア) に定める基本使用料の料金種別 (以下この欄及び (15) において「対象種別」といいます。) を選択して締結された料金契約について、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から (イ) に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (略) (イ) 割引額</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている料金契約について、対象種別 A、対象種別 B 又は対象種別 C の間の料金種別の変更があった場合は、アの規定にかかわらず、下表に定める割引期間において本割引を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象種別 A へ変更した場合</td> <td>対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間</td> </tr> <tr> <td>対象種別 B へ変更した場合</td> <td>対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間</td> </tr> <tr> <td>対象種別 C へ変更した場合</td> <td>対象種別 C の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 本割引の適用を受けている料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引終了月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金契約の解除があった場合</td> <td>その解除があった日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>対象種別以外の料金種別への変更があった場合</td> <td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	割引額	500円	区 分	割引期間	対象種別 A へ変更した場合	対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間	対象種別 B へ変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間	対象種別 C へ変更した場合	対象種別 C の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間	区 分	割引終了月	料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月	(13) 長期利用割引の適用	<p>ア 長期利用割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、おトク割の適用を受けていた契約者回線について、その割引期間が満了した料金月の翌料金月以降、対象種別の適用を受けている場合に、その基本使用料から下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引の適用を受けている <b>通常</b> 料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引終了月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>通常</b> 料金契約の解除があった場合</td> <td>その解除があった日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>対象種別以外の料金種別への変更があった場合</td> <td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	割引額	500円	区 分	割引終了月	<b>通常</b> 料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月
区 分	料金額 (税抜)																														
割引額	500円																														
区 分	割引期間																														
対象種別 A へ変更した場合	対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間																														
対象種別 B へ変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間																														
対象種別 C へ変更した場合	対象種別 C の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間																														
区 分	割引終了月																														
料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月																														
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月																														
区 分	料金額 (税抜)																														
割引額	500円																														
区 分	割引終了月																														
<b>通常</b> 料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月																														
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月																														
(13) 長期利用割引の適用	<p>ア 長期利用割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、おトク割の適用を受けていた契約者回線について、その割引期間が満了した料金月の翌料金月以降、対象種別の適用を受けている場合に、その基本使用料から下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p>	2 料金額	<p style="text-align: center;">2-1 WiMAX サービスに係るもの</p>																												

改正後		1 料金契約ごとに月額	
区 分	料金額 (税抜)		
割引額	500円		
イ 本割引の適用を受けている料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。			
区 分	割引終了月		
料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月		
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月		

2 料金額

改正後		1 料金契約ごとに月額	
区 分	料金額 (税抜)		
BIC ギガ放題 (2年自動更新あり)	3,880円		
BIC ギガ放題 (2年自動更新なし)	最低利用期間内	3,880円	
	上記以外の期間	4,050円	
BIC ギガ放題 (期間条件なし)	4,050円		
BIC 定額 ツープラス	4,196円		
BIC 定額 ツープラス (2年)	4,196円		
BIC 定額 ツープラス (3年)	4,196円		
BIC 定額 ツープラス (4年)	4,196円		
BIC 定額 ツープラス (期間条件なし)	5,196円		
BIC 定額 ツープラス ギガ放題 (2年)	4,880円		
BIC 定額 ツープラス ギガ放題 (3年)	4,880円		
BIC 定額 ツープラス ギガ放題 (期間条件なし)	5,880円		

第2 削除

改正前		1 通常料金契約ごとに月額	
区 分	料金額 (税抜)		
BIC 定額	4,267円		
BIC 定額 年間パスポート	3,696円		
BIC 定額Wダブル	362円		

2-2 WiMAX2+サービスに係るもの

改正前		1 通常料金契約ごとに月額	
区 分	料金額 (税抜)		
BIC ギガ放題 (2年自動更新あり)	3,880円		
BIC ギガ放題 (2年自動更新なし)	最低利用期間内	3,880円	
	上記以外の期間	4,050円	
BIC 定額 ツープラス	4,196円		
BIC 定額 ツープラス (2年)	4,196円		
BIC 定額 ツープラス (3年)	4,196円		
BIC 定額 ツープラス (4年)	4,196円		
BIC 定額 ツープラス (期間条件なし)	5,196円		
BIC 定額 ツープラス ギガ放題 (2年)	4,880円		
BIC 定額 ツープラス ギガ放題 (3年)	4,880円		
BIC 定額 ツープラス ギガ放題 (期間条件なし)	5,880円		

第2 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第41条の2 (パケット通信料の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用					
(1) パケット通信料の算定	<p>ア パケット通信料は、通常料金契約ごとに、1料金月におけるパケット通信の総情報量 (各セッションの設定から切断までの間に測定した情報量 (WiMAX機器又はインターネットに到達しなかったものを含みます。)) の合計とします。について、128バイトまでごとに1の課金パケットとして算出します。</p> <p>イ パケット通信に係る情報量は、WiMAX基地局設備とインターネットとの間に設置した当社の機器により単位測定時間 (セッションの設定時刻から当社が別に定める間隔ごとに区切った各時間をいいます。以下同じとします。) ごとに集計します。</p> <p>ウ 単位測定時間の開始時刻と終了時刻とが異なる料金月に属する場合は、その単位測定時間の情報量 (BIC 定額又はBIC 定額 年間パスポートが適用される料金月のパケット通信に係るものを含みます。) を終了時刻が属する料金月の情報量とみなして取り扱います。</p> <p>エ ウの規定は、機器の故障等により2以上の連続する単位測定時間の情報量を区別することができなかった場合には、それらを合わせて1の単位測定時間とみなして適用します。</p> <p>オ ラネット契約者は、通常料金契約ごとの1料金月の課金パケット数のうち、9,050課金パケットまでの部分については、そのパケット通信料の支払いを要しません。</p>				
(2) 上限額の適用	<p>ラネット契約者は、通常料金契約ごとに、(1)の規定により算出した1料金月のパケット通信料の額が次表の上限額を超える場合は、その超えた額の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額</td> <td>4,381円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	上限額	4,381円
区 分	料金額 (税抜)				
上限額	4,381円				
(3) 正しく算定できなかった場合の取扱い	<p>ラネット契約者は、パケット通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、通常料金契約ごとに、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日 (初日が確定できないときあっては、種々の事情を</p>				

改正後	改正前										
	<p>総合的に判断して機器の故障があったと認められる日を含む料金月の前12料金月の各料金月における1通常料金契約当たりの1日平均のポケット通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1通常料金契約当たりの1日平均のポケット通信料に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>										
	<p><b>2 料金額</b></p> <p style="text-align: right;">1課金パッケージごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポケット通信料</td> <td>0.04円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	ポケット通信料	0.04円						
区 分	料金額 (税抜)										
ポケット通信料	0.04円										
	<p><b>第3 都度利用料</b></p> <p style="text-align: right;">1都度申込みごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都度利用料</td> <td>572円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	都度利用料	572円						
区 分	料金額 (税抜)										
都度利用料	572円										
	<p><b>第4 契約解除料</b></p> <p style="text-align: right;">1通常料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約解除料</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	契約解除料	2,000円						
区 分	料金額 (税抜)										
契約解除料	2,000円										
	<p><b>第5 LTEオプション料</b></p> <p>1 (略) 2 料金額</p> <p style="text-align: right;">1通常料金契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEオプション料</td> <td>1,005円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	LTEオプション料	1,005円						
区 分	料金額 (税抜)										
LTEオプション料	1,005円										
第3 <b>削除</b>											
第4 <b>削除</b>											
第5 LTEオプション料											
1 (略) 2 料金額											
	1料金契約ごとに月額										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEオプション料</td> <td>1,005円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	LTEオプション料	1,005円						
区 分	料金額 (税抜)										
LTEオプション料	1,005円										
第6 ユニバーサルサービス料											
	1通常料金契約ごとに月額										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>2円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額 (税抜)	ユニバーサルサービス料	2円						
区 分	料金額 (税抜)										
ユニバーサルサービス料	2円										
第7 手続きに関する料金											
1 適用	<p>手続きに関する料金の適用については、第43条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手続きに関する料金の適用</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>UIMカード再発行手数料</td> <td>UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>WiMAX機器登録料</td> <td>通常料金契約に係るWiMAX機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手続きに関する料金の適用除外  ラネット契約者は、次の場合には、そのWiMAX機器登録料の支払いを要しません。  ただし、イに該当する場合であって、その通常料金契約について同時に複数のWiMAX機器登録の請求があったときは、1の請求を除いて、その支払いを要します。  ア 当社が別に定める方法によりWiMAX機器登録の請求を行ったとき。</p>	手続きに関する料金の適用		区 分	内 容	登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	UIMカード再発行手数料	UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	WiMAX機器登録料	通常料金契約に係るWiMAX機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
手続きに関する料金の適用											
区 分	内 容										
登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
UIMカード再発行手数料	UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
WiMAX機器登録料	通常料金契約に係るWiMAX機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
1 適用	<p>手続きに関する料金の適用については、第43条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p>										



改正後			改正前																						
<p>手続きに関する料金の適用</p> <p>(1) 手続きに関する料金の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>UIMカード再発行手数料</td> <td>UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	内 容	登録料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	UIMカード再発行手数料	UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	<p><u>イ</u>以外の場合であって、現にWiMAX機器登録が行われていない通常料金契約についてWiMAX機器登録の請求を行ったとき。</p>																
区 分	内 容																								
登録料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																								
UIMカード再発行手数料	UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																								
2 料金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>1 通常料金契約ごとに</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>UIMカード再発行手数料</td> <td>1 枚ごとに</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位	料金額 (税抜)	登録料	1 通常料金契約ごとに	3,000円	UIMカード再発行手数料	1 枚ごとに	2,000円	<p>2 料金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>1 通常料金契約ごとに</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>UIMカード再発行手数料</td> <td>1 枚ごとに</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>WiMAX機器登録料</td> <td>1 登録ごとに</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位	料金額 (税抜)	登録料	1 通常料金契約ごとに	3,000円	UIMカード再発行手数料	1 枚ごとに	2,000円	WiMAX機器登録料	1 登録ごとに	100円
区 分	単 位	料金額 (税抜)																							
登録料	1 通常料金契約ごとに	3,000円																							
UIMカード再発行手数料	1 枚ごとに	2,000円																							
区 分	単 位	料金額 (税抜)																							
登録料	1 通常料金契約ごとに	3,000円																							
UIMカード再発行手数料	1 枚ごとに	2,000円																							
WiMAX機器登録料	1 登録ごとに	100円																							
第8 <del>削除</del>	<p>WiMAX機器追加料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>WiMAX機器追加料</td> <td>1 追加機器ごとに月額 191円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	料金額 (税抜)	WiMAX機器追加料	1 追加機器ごとに月額 191円	<p>第8 <u>WiMAX機器追加料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>WiMAX機器追加料</td> <td>1 追加機器ごとに月額 191円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	料金額 (税抜)	WiMAX機器追加料	1 追加機器ごとに月額 191円													
区 分	料金額 (税抜)																								
WiMAX機器追加料	1 追加機器ごとに月額 191円																								
区 分	料金額 (税抜)																								
WiMAX機器追加料	1 追加機器ごとに月額 191円																								
第9 <del>削除</del>	<p>WiMAXファミ得パック利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>WiMAXファミ得パック利用料</td> <td>1 通常料金契約ごとに月額 2,172円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	料金額 (税抜)	WiMAXファミ得パック利用料	1 通常料金契約ごとに月額 2,172円	<p>第9 <u>WiMAXファミ得パック利用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>WiMAXファミ得パック利用料</td> <td>1 通常料金契約ごとに月額 2,172円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	料金額 (税抜)	WiMAXファミ得パック利用料	1 通常料金契約ごとに月額 2,172円													
区 分	料金額 (税抜)																								
WiMAXファミ得パック利用料	1 通常料金契約ごとに月額 2,172円																								
区 分	料金額 (税抜)																								
WiMAXファミ得パック利用料	1 通常料金契約ごとに月額 2,172円																								
第10 グローバルIPアドレスオプション利用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グローバルIPアドレスオプション利用料</td> <td>1 通常料金契約ごとに月額 96円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	料金額 (税抜)	グローバルIPアドレスオプション利用料	1 通常料金契約ごとに月額 96円	<p>第10 グローバルIPアドレスオプション利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グローバルIPアドレスオプション利用料</td> <td>1 通常料金契約ごとに月額 96円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	料金額 (税抜)	グローバルIPアドレスオプション利用料	1 通常料金契約ごとに月額 96円													
区 分	料金額 (税抜)																								
グローバルIPアドレスオプション利用料	1 通常料金契約ごとに月額 96円																								
区 分	料金額 (税抜)																								
グローバルIPアドレスオプション利用料	1 通常料金契約ごとに月額 96円																								
第11～第12 (略)	第11～第12 (略)		第11～第12 (略)																						
第2表～第3表 (略)	第2表～第3表 (略)		第2表～第3表 (略)																						
別表 オプション機能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公衆無線LANオプション (Wi-Fiプラスプレミアム)</td> <td>Wi-Fi提携事業者が公衆無線LANサービス契約約款に基づき提供する「WiMAX2+ Wi-Fiサービス」を利用することができるようにする機能をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	提 供 条 件	1 公衆無線LANオプション (Wi-Fiプラスプレミアム)	Wi-Fi提携事業者が公衆無線LANサービス契約約款に基づき提供する「WiMAX2+ Wi-Fiサービス」を利用することができるようにする機能をいいます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公衆無線LANオプション (Wi-Fiプラス/ Wi-Fiプラスプレミアム)</td> <td> <p>(1) Wi-Fi基地局設備とラネット契約者が指定するWi-Fi機器との間において通信を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) 公衆無線LANオプションには、Wi-Fiプラス及びWi-Fiプラスプレミアムの2種類があり、それぞれBIC WIMAX SERVICEの種類に応じて下表のとおり提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>公衆無線LANオプションの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア WiMAXサービスの場合</td> <td>Wi-Fiプラス</td> </tr> <tr> <td>イ WiMAX2+サービスの場合</td> <td>Wi-Fiプラスプレミアム</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1) 本機能は、WiMAXサービス又はWiMAX2+サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 本機能に係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。 ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。</p> <p>(3) Wi-Fiプラスプレミアムの申込みは、当社が別に定める方法によりWi-Fi提携事業者の公衆無線LANサービス契約約款におけるWiMAX2+ Wi-Fiサービスの申込みと併せて行っていただきます。</p> <p>(4) 当社は、(3)の場合において、WiMAX2+ Wi-Fiサービスに係る利用契約が成立しなかったときは、そのWi-Fiプラスプレミアムの申込みを承諾しません。</p> <p>(5) 当社は、Wi-Fiプラスプレミアムの提供を開始した後、同時に申し込まれたWiMAX2+ Wi-Fi</p> </td> </tr> </tbody> </table>		種 類	提 供 条 件	1 公衆無線LANオプション (Wi-Fiプラス/ Wi-Fiプラスプレミアム)	<p>(1) Wi-Fi基地局設備とラネット契約者が指定するWi-Fi機器との間において通信を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) 公衆無線LANオプションには、Wi-Fiプラス及びWi-Fiプラスプレミアムの2種類があり、それぞれBIC WIMAX SERVICEの種類に応じて下表のとおり提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>公衆無線LANオプションの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア WiMAXサービスの場合</td> <td>Wi-Fiプラス</td> </tr> <tr> <td>イ WiMAX2+サービスの場合</td> <td>Wi-Fiプラスプレミアム</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1) 本機能は、WiMAXサービス又はWiMAX2+サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 本機能に係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。 ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。</p> <p>(3) Wi-Fiプラスプレミアムの申込みは、当社が別に定める方法によりWi-Fi提携事業者の公衆無線LANサービス契約約款におけるWiMAX2+ Wi-Fiサービスの申込みと併せて行っていただきます。</p> <p>(4) 当社は、(3)の場合において、WiMAX2+ Wi-Fiサービスに係る利用契約が成立しなかったときは、そのWi-Fiプラスプレミアムの申込みを承諾しません。</p> <p>(5) 当社は、Wi-Fiプラスプレミアムの提供を開始した後、同時に申し込まれたWiMAX2+ Wi-Fi</p>	区 分	公衆無線LANオプションの種類	ア WiMAXサービスの場合	Wi-Fiプラス	イ WiMAX2+サービスの場合	Wi-Fiプラスプレミアム							
種 類	提 供 条 件																								
1 公衆無線LANオプション (Wi-Fiプラスプレミアム)	Wi-Fi提携事業者が公衆無線LANサービス契約約款に基づき提供する「WiMAX2+ Wi-Fiサービス」を利用することができるようにする機能をいいます。																								
種 類	提 供 条 件																								
1 公衆無線LANオプション (Wi-Fiプラス/ Wi-Fiプラスプレミアム)	<p>(1) Wi-Fi基地局設備とラネット契約者が指定するWi-Fi機器との間において通信を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) 公衆無線LANオプションには、Wi-Fiプラス及びWi-Fiプラスプレミアムの2種類があり、それぞれBIC WIMAX SERVICEの種類に応じて下表のとおり提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>公衆無線LANオプションの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア WiMAXサービスの場合</td> <td>Wi-Fiプラス</td> </tr> <tr> <td>イ WiMAX2+サービスの場合</td> <td>Wi-Fiプラスプレミアム</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1) 本機能は、WiMAXサービス又はWiMAX2+サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 本機能に係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。 ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。</p> <p>(3) Wi-Fiプラスプレミアムの申込みは、当社が別に定める方法によりWi-Fi提携事業者の公衆無線LANサービス契約約款におけるWiMAX2+ Wi-Fiサービスの申込みと併せて行っていただきます。</p> <p>(4) 当社は、(3)の場合において、WiMAX2+ Wi-Fiサービスに係る利用契約が成立しなかったときは、そのWi-Fiプラスプレミアムの申込みを承諾しません。</p> <p>(5) 当社は、Wi-Fiプラスプレミアムの提供を開始した後、同時に申し込まれたWiMAX2+ Wi-Fi</p>	区 分	公衆無線LANオプションの種類	ア WiMAXサービスの場合	Wi-Fiプラス	イ WiMAX2+サービスの場合	Wi-Fiプラスプレミアム																		
区 分	公衆無線LANオプションの種類																								
ア WiMAXサービスの場合	Wi-Fiプラス																								
イ WiMAX2+サービスの場合	Wi-Fiプラスプレミアム																								

改正後		改正前	
備考	<p>(1) 当社は、本機能の申込みを受けたときは、同時にWi-Fi提携事業者への「WiMAX2+ Wi-Fiサービス」に係る利用契約の申込みがあったものとみなして取り扱います。</p> <p>(2) 当社は、(1)の場合において、Wi-Fi提携事業者がその申込みを承諾しなかったときは、本機能の利用申込みを承諾しません。</p> <p>(3) 当社は、本機能の提供を開始した後、「WiMAX2+ Wi-Fiサービス」に係る利用契約が終了したときは、本機能の提供を終了します。</p> <p>(4) ラネット契約者は、Wi-Fi提携事業者が当社へ(2)及び(3)の業務の遂行に必要な情報を通知することにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(5) 当社は、本機能の利用の請求を承諾したときは、ラネット契約者にWi-Fi認証ID(「WiMAX2+ Wi-Fiサービス」)を利用するラネット契約者を識別するための英字、数字及び記号の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を付与します。</p> <p>(6) ラネット契約者は、自らの責任において、Wi-Fiパスワード(Wi-Fi認証IDと組み合わせてそのラネット契約者を認証するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を設定していただきます。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) ラネット契約者は、「WiMAX2+ Wi-Fiサービス」の利用に際して、ラネット契約者がWi-Fi提携事業者の電気通信設備に送信したWi-Fi認証ID及びWi-Fiパスワードの有効性について、Wi-Fi提携事業者から当社へ確認を求められた場合に、当社がその結果をWi-Fi提携事業者へ通知することにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(10) 当社は、本機能の提供及び(9)の通知に関連して生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(11) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	<p>i サービスに係る利用契約が終了したときは、Wi-Fi+プラスプレミアムの提供を終了します。</p> <p>(6) ラネット契約者は、Wi-Fi提携事業者が当社へ(4)及び(5)の業務の遂行に必要な情報を通知することにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(7) 当社は、本機能の利用の請求を承諾したときは、ラネット契約者にWi-Fi認証ID(本機能)を利用するラネット契約者を識別するための英字、数字及び記号の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を付与します。</p> <p>(8) ラネット契約者は、自らの責任において、Wi-Fiパスワード(当社がWi-Fi認証IDと組み合わせてそのラネット契約者を認証するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を設定していただきます。</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(11) 当社は、Wi-Fi回線において、SSID及びWEPキーを利用してセキュリティを確保します。ただし、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。</p> <p>(12) ラネット契約者は、Wi-Fi提携事業者が公衆無線LANサービス契約約款に基づき提供するWi-Fi+プラスワイド又はWiMAX2+ Wi-Fiサービスの認証に際して、ラネット契約者がWi-Fi提携事業者に提示したWi-Fi認証ID及びWi-Fiパスワードの有効性について、Wi-Fi提携事業者から当社へ確認を求められた場合に、当社がその結果をWi-Fi提携事業者へ通知することにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(13) 当社は、本機能の提供及び(12)の通知に関連して生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(14) WiMAXファミ得パックの適用を受けている通常料金契約については、同時に2のWi-Fi機器にWi-Fi回線を設定して通信を行うことができます。</p> <p>(15) 当社は、本機能の提供にあたって、当社が定めるソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限する措置を執ることがあります。</p> <p>(16) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
	<p>2 WiMAXファミ得パック</p>	<p>1の通常料金契約において同時に2のWiMAX機器にWiMAX回線を設定して通信を行うことができるようになる機能をいいます。</p> <p>備考 (1) 本機能は、WiMAXサービス(通常料金契約に基づき提供しているもの)に限り提供します。</p> <p>(2) ラネット契約者は、当社が業として行われるものと認める態様により、本機能を利用して1の通常料金契約に基づき2以上の異なる者へWiMAX回線を提供してはならないものとします。</p> <p>(3) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
<p>3 グローバルIPアドレスオプション</p>	<p>ラネット契約者が指定した通常料金契約で使用されるWiMAX機器に専らグローバルIPアドレスを割り当てる機能をいいます。</p> <p>備考 (1) 本機能は、WiMAXサービス(通常料金契約に基づき提供しているもの)に限り、この約款に定めのない基本使用料の料金種別が適用されているものを除きます。又はWiMAX2+サービスに限り提供します。</p> <p>(2) WiMAX2+サービスを利用しているラネット契約者は、当社が別に定める接続先(以下「特定APN」と</p>		

改正後		改正前	
			います。)を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。 (3) (略)
2 グローバルIPアドレスオプション	ラネット契約者が指定した無線機器に専らグローバルIPアドレスを割り当てる機能をいいます。	別記(略)	
	備考 (1) ラネット契約者は、当社が別に定める接続先(以下「特定APN」といいます。)を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。 (2) (略)		
別記(略)			
<p><u>附 則 (令和2年4月1日)</u> <u>(実施時期)</u></p> <p>1 <u>この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。</u> <u>(料金等の支払いに関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>			